Ⅳ　児　童　福　祉

1. 保育所等入所（保育の実施）事業	所管係	保 育 課 保育幼稚園係

（ア） 就学前児童数

（各年度4月1日現在）

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0 歳	人 507	人 487	人 512	人 446
1 歳	575	543	525	551
2 歳	571	596	557	548
3 歳	647	581	608	563
4 歳	643	668	587	617
5 歳	705	647	671	598
計	3,648	3,522	3,460	3,323

（イ） 施設数・定数及び児童数

（各年度4月1日現在）

区分＼年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	公立	園 8	園 8	園 8	園 9
	私立	9	9	9	11
	計	17	17	17	20
利用定員	公立	人 735	人 735	人 731	人 813
	私立	1,776	1,776	1,766	1,804
	計 ⓐ	2,511	2,511	2,497	2,617
入所児童数 ⓑ		2,152	2,122	2,127	2,176
充足率 $\frac{ⓑ}{ⓐ}\times 100$		% 85.7	% 84.5	% 85.2	% 83.1

（ウ）　年齢別保育実施児童数

（各年度 4 月 1 日現在）

年度 / 区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
0　歳	20	76	96	25	72	97	21	75	96	19	75	94
1　歳	80	250	330	64	236	300	82	240	322	80	281	361
2　歳	91	290	381	94	301	395	82	292	374	96	292	388
3　歳	99	328	427	102	327	429	113	323	436	119	303	422
4　歳	111	330	441	109	350	459	109	331	440	126	331	457
5　歳	127	350	477	116	326	442	117	342	459	122	332	454
計	528	1,624	2,152	510	1,612	2,122	524	1,603	2,127	562	1,614	2,176

（エ）　総事業費・市徴収金

（各年度決算による）

区分 / 年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総事業費	公　立	円 1,038,342,685	円 1,010,966,056	円 1,277,721,007	円 1,341,436,840
	私　立	2,022,623,016	2,122,367,183	2,305,776,970	2,485,153,647
	計	3,060,965,701	3,133,333,239	3,583,497,977	3,826,590,487
市徴収金調定額	公　立	41,507,150	39,667,220	28,420,700	29,821,250
	私　立	143,114,850	116,336,850	85,945,250	63,656,200
	計	184,622,000	156,004,070	114,365,950	93,477,450

○　保育所等入所に係る財源負担割合

（保護者負担（市基準による徴収金）
（運営費－国基準による徴収金）の額の　国 1/2・府 1/4・市 1/4
国基準徴収金と市基準徴収金の差額は市負担）

○　令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化開始
（3～5 歳児及び住民税非課税世帯の 0～2 歳児が対象）

2. 障がい児保育事業	所管係	保育課 保育政策係

（各年度実人員は 3 月末日現在、その他は決算による）

区分＼年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実人員	特別児童扶養手当支給対象児童	人 19	人 13	人 19	
	その他の障がい児	146	159	154	192
	計	165	172	173	192
事業費		円 155,598,136	円 136,218,580	円 165,571,000	円 244,901,017

○ 公立保育所等における重度障がい児については、保育士配置を 1:1、2:1、その他の障がい児については、4:1 としています。また、令和 7 年度から私立保育所等において特別支援保育事業助成として制度をより充実させて補助を行い、障がい児のよりよい発達を促進する保育につとめています。

○ 財源負担割合……〔 市単独事業 〕

3. 民間保育所等運営助成事業	所管係	保育課 保育政策係

（ア） 施設運営費補助

（各年度決算額）

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助額	円 110,739,130	円 110,521,831	円 106,504,730	円 106,500,938

○ 施設運営上の自主財源を確保することで、弾力的、効果的な保育を促進することを目的に補助しています。

○ 財源負担割合……〔一部府 7/8、3/4 〕

（イ） 施設振興補助

（各年度決算額）

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助額	円 5,348,922	円 3,785,287	円 3,608,724	円 2,650,431

○ 施設の改修等整備、備品整備、借入金の元利償還等の事業に対して、一定の基準の範囲内で補助しています。

○ 財源負担割合……〔 府1/2・市1/2等（平成30年度より府負担分は府直接補助） 〕

4. 家庭児童相談室	所管係	こども家庭課 こども支援係

虐待をはじめとする児童の養育等に関する相談を受け、各種関係機関などと協調し、指導・援助を行うことで、児童福祉の充実を図っています。また、平成 30 年度から、家庭児童相談室の機能を核として、通所、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応を行う支援拠点（子ども家庭総合支援拠点）の機能を拡充しています。

○ こどもの福祉と保健に関する状況報告（相談種別が複数に該当する場合はおもな相談のみ計上。）に基づく相談対応件数。

（各年度 3 月末日現在）

新規相談対応件数（人）		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
養護相談	児童虐待相談	162	208	179
	その他の相談	35	51	196
保健相談		4	2	3
障害相談	肢体不自由相談	0	0	8
	視聴覚障害相談	0	0	
	言語発達障害等相談	0	0	
	重症心身障害相談	0	0	
	知的障害相談	0	0	
	発達障害相談	1	2	
非行相談	ぐ犯行為等相談	6	0	4
	触法行為等相談	0	0	0
育成相談	性格行動相談	4	9	18
	不登校相談	7	7	
	適性相談	0	1	
	育児・しつけ相談	8	6	
その他の相談		135	65	27
計		362	351	435

○ 家庭相談員……6 人（こども家庭センター 常時 6 人体制）
○ 財源負担割合……〔 国 2/3・府 1/6・市 1/6〕
○ ヤングケアラーコーディネーター……1 人
○ 財源負担割合……〔 国 2/3・市 1/3〕
※令和 7 年度より「福祉行政報告例」が「こども福祉と保健に関する状況報告」に名称が変わり報告様式も変更となりました。

5. 未熟児養育医療費助成事業	所管係	子育て支援課 こども給付係

（各年度決算による）

区分＼年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支給実人員	人 22	人 14	人 25	人 23
支給延人員	件 49	件 40	件 53	件 71
支給総額	円 4,918,525	円 4,593,284	円 5,878,732	円 7,527,260

○　身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において入院養育に必要な医療の給付を行っています。（平成 25 年度からの権限移譲事務）

○　財源負担割合……〔 国 1/2・府 1/4・市 1/4 〕

6. こども医療費助成事業	所管係	子育て支援課 こども給付係

（各年度決算による）

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	人 10,332	人 12,246	人 12,004	人 11,804
支給件数	件 111,610	件 140,980	件 152,051	件 145,130
支給額	円 235,686,046	円 307,084,799	円 344,824,287	円 329,707,891

○　京都府では、「京都子育て支援医療助成制度」において、中学校卒業までの児童の医療費について、下表の自己負担上限額を超過した分を助成しています。

財源負担割合……〔 府 1/2・市 1/2 〕

区分	対象年齢	自己負担上限額
入院	中学校卒業まで	200 円（1 か月、1 医療機関あたり）
通院	小学校卒業まで	200 円（1 か月、1 医療機関あたり）
	中学生	1,500 円（1 か月あたり）

○　さらに亀岡市では「こども医療費助成事業」として、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童の医療費に対して、公的医療保険の自己負担額を全額助成しています。

財源負担割合……〔亀岡市独自の拡充（こども医療費助成事業）分は市単独事業〕

7. 助産施設入所措置事業	所管係	こども家庭課 母子健康係

（各年度決算による）

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
措置人員数	人 2	人 3	人 4
公費負担分	円 782,163	円 1,157,510	円 1,649,918

○　保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を、助産施設に委託して措置しています。

○　財源負担割合……〔 国 1/2・府 1/4・市 1/4 〕

8. 児童手当支給事業	所管係	子育て支援課 こども給付係

区分＼年度	令和 5 年度 （令和 5 年 2 月～令和 6 年 1 月）	令和 6 年度 （令和 6 年 2 月～令和 7 年 1 月）	令和 7 年度 （令和 7 年 2 月～令和 8 年 1 月）
受給世帯	5,430 世帯	6,420 世帯	6,338 世帯
児童数	9,274 人	11,349 人	11,166 人
支給額	1,200,630,000 円	1,367,035,000 円	1,758,215,000 円

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に0歳から**高校生年代（18歳**になった後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に児童手当を支給します。

○　支給額（1人あたり月額）

（令和6年10月から）

0歳～3歳未満（第1・2子）　・・・・・・・・・・・15,000円

（第3子以降）・・・・・・・・・・・30,000円

3歳～高校生年代　（第1・2子）　・・・・・・・・・10,000円

（第3子以降）・・・・・・・・・30,000円

○　財源負担割合

（令和 6 年 10 月から）

区分		国	府	市
3 歳未満	被用者	10/10	－	－
	非被用者	13/15	1/15	1/15
3 歳以上高校生年代	被用者	7/9	1/9	1/9
	非被用者	7/9	1/9	1/9

9. 児童扶養手当支給事業	所管係	子育て支援課 こども給付係

（各年度3月末日現在）

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給権者数	人 713	人 697	人 674	人 654
児童数	1,122	1,133	1,098	1,027

○　ひとり親家庭や父又は母が重度障がいの状態にある家庭等に次の額が支給されます。
（所得等により支給制限があります。）

手当額（月額）

（令和6年4月から）

	全部支給	一部支給
支給対象児童1人	45,500円	45,490～10,740円
支給対象児童2人	56,250円	56,230～16,120円

（令和7年4月から）

	全部支給	一部支給
支給対象児童1人	46,690円	46,680～11,010円
支給対象児童2人	57,720円	57,700～16,530円

（令和8年4月から）

	全部支給	一部支給
支給対象児童1人	48,050円	48,040～11,340円
支給対象児童2人	59,400円	59,380～17,020円

○　財源負担割合……〔 国1/3 ・市2/3 〕

10. 簡易児童遊園整備事業	所管係	子育て支援課 こども給付係

（ア） 事業費等

（各年度決算による）

区分＼年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施数	箇所 1	箇所 2	箇所 3	箇所 1
事業費	円 187,000	円 700,000	円 458,000	円 58,000

○ 基準額 遊具の新設……1箇所当り500千円を限度
遊具の修繕…… 〃 200千円を限度

○ 財源負担割合……〔 市単独事業 〕

（イ） 設置状況

（令和8年4月1日現在）

町名＼区分	箇所数	町名＼区分	箇所数
亀岡地区	2 箇所	馬路	2 箇所
東別院	2	旭	3
西別院	－	千歳	1
曽我部	2	河原林	2
吉川	－	保津	1
薙田野	3	東本梅	2
本梅	2	篠	2
畑野	2	東つつじケ丘	－
宮前	5	西つつじケ丘	2
大井	2	南つつじケ丘	－
千代川	1	合計	36

11.　亀岡市子育て支援センター	所管係	子育て支援課 子どもファースト推進係

地域子育て支援拠点である亀岡市子育て支援センターは、子育て世代への交流の場の提供と交流の促進、子育てや子育て支援等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習等の実施に取り組んでいます。

◎ひろば事業（子どもたちが自由にのびのびと遊べる場）
【かめおかっこひろば、ガレリアあそびの森～かめまるランド、あおぞらひろば、芝生ひろば】
・子どもたちが自由に、子ども自身の興味や関心に従って自発的に遊べる場です。その中で親子の関わり合い、子ども同士の関わり合いなど人とのふれあいが豊かになるよう援助しています。

◎つどい事業（親同士の交流。学習の場）
【ひよこひろば、プレぴよひろば、おやこっこひろば、子育ての悩みごと話してみよう聞いてみようひろば、みんなのひろば、カンガルーひろば、ふーくふーく、多胎育児家庭交流会、絵本のひろば、子育て講座、世代間交流事業、かめおかっこ農園など】
・子どもたちの遊びを通して、親同士が気軽に交流し、子育てについて学びあう「場」を提供しています。
【かめおかっこ出前ひろば事業】
・身近な地域で子育て家庭の支援ができるよう地域に出かけて、子育て中の親子が気軽に集える「場」を提供しています。

◎相談事業【おひさま：利用者支援事業】
・子育ての相談には、スタッフが応じます。内容に応じて関係機関と連携しながら対応しています。

◎情報提供事業（子育てに関する情報を提供する場）
・子育てに関する様々な情報を館内の掲示板や資料、SNS などにより提供します。親同士の情報交換の掲示板も設けるなど、自発的な情報交流促進を行っています。

◎子育て支援ネットワーク事業【普通救命講習会、サークル交流会】
・子育て中の親子が地域で孤立することなく、ふれあいと交流の輪を広げ安心して子育てが出来るよう、各地域で子育てサークル・サロンの活動が行われています。これらの活動に対して支援を行い、地域のネットワークづくりを行っています。

令和7年度実績

開館日数	利用家庭数	子ども	大人	計	新規利用登録者数
307日	7,270件	8,061人	8,173人	16,234人	528人

12. 亀岡市ファミリー・サポート・センター	所管係	子育て支援課 子どもファースト推進係

目　　的	育児の援助を行うことを希望する人と、育児の援助を受けることを希望する人を会員としてファミリー・サポート・センターを組織し、育児に関する援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立し、安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童福祉の向上を図ります。
設　　置	亀岡市
実施主体	社会福祉法人　亀岡市社会福祉協議会
事業所所在地	亀岡市余部町樋又61－1　ふれあいプラザ内
相互援助活動の設定条件	まかせて会員：亀岡市在住で、当センターが実施する講習会（無料）を受講し、修了した人 おねがい会員：対象児童のいる亀岡市在住又は亀岡市に通勤している人 対象児童：生後3ヵ月から小学校又は義務教育学校6年生まで 利用料金（報酬）：月～金 7：00～20：00　　1時間　700円 上記以外の曜日、時間　　1時間　800円 祝日・年末年始(12/29-1/3)　　〃 センターの開設時間：9：00～17：00 （休館日：木・年末年始、ただし、木曜日が祝日の場合は翌日休館日）(12/29-1/3)

亀岡市ファミリー・サポート・センター相互援助活動集計表

	相互援助活動内訳																相互援助活動累計（件）
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	保育所（園）・こども園・幼稚園の登園前の預かり及び送り	保育所（園）・こども園・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	保育所（園）・こども園・幼稚園の帰宅後の預かり	小学校の放課後の預かり	学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	学童保育の帰宅後の預かり	子どもの病気時の援助	子どもの習い事等の場合の援助	保育施設・学校等休み時の援助	保育施設等入所前の援助	保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	保護者等の求職活動中の援助	保護者等の冠婚葬祭による外出他の子どもの学校行事の場合の援助	保護者等の買物等外出の場合の援助	保護者等の病気、急用等の場合の援助	その他	
令和7年度	73	268	11	4	110	18	0	164	37	4	10	0	0	13	33	48	793

年度 会員数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人	人	人	人
おねがい会員	712	740	779	817
まかせて会員	298	305	318	331
両方会員	60	60	58	58
合計	1,070	1,105	1,155	1,206